

秩父別町農業振興地域整備計画書

(地域開発対応型計画書)

平成9年3月

(平成22年3月一部改正)

北海道雨竜郡秩父別町

目 次

| | | | |
|---|---|---------------------------|----|
| 第1 地域農業の振興方向 | 1 | 3 森林の整備その他林業の振興との関連 | 7 |
| 1 振興の方向 | 1 | 第5 農業近代化施設の整備計画 | 8 |
| 2 計画の特色 | 1 | 1 農業近代化施設の整備の方向 | 8 |
| 第2 農用地利用計画 | 2 | 2 農業近代化施設整備計画 | 9 |
| 1 土地利用区分の方向 | 2 | 3 森林の整備とその他林業の振興との関連 | 9 |
| (1) 土地利用の方向 | 2 | 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画 | 10 |
| ア 土地利用の構想 | 2 | 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向 | 10 |
| イ 農用地区域の設定方針 | 2 | 2 農業就業者育成・確保施設整備計画 | 10 |
| (2) 農業上の土地利用の方向 | 4 | 3 農業を担うべき者のための支援の活動 | 10 |
| ア 農用地等利用の方針 | 4 | 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画 | 11 |
| イ 用途区分の構想 | 4 | 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標 | 11 |
| 2 農用地利用計画 | 4 | 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策 | 11 |
| 第3 農業生産基盤の整備開発計画 | 5 | 3 森林の整備とその他林業の振興との関連 | 11 |
| 1 土地基盤の整備及び開発の方向 | 5 | 第8 生活環境施設の整備計画 | 12 |
| 2 土地基盤整備開発計画 | 5 | 1 生活環境施設の整備の目標 | 12 |
| 3 森林の整備とその他林業の振興 | 5 | 2 生活環境施設の整備計画 | 12 |
| 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画 | 6 | 3 森林の整備とその他林業の振興との関連 | 12 |
| 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方法 | 6 | 4 他事業との関連 | 12 |
| (1) 中核的農家の農業経営の目標 | 6 | 第9 附 図 | 別添 |
| (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方法 | 6 | 1 土地利用計画図(附図1号) | |
| 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策 | 6 | 2 土地基盤整備開発計画図(附図2号) | |
| | | 3 農業近代化施設整備計画(附図3号) | |
| | | 4 生活環境施設整備計画図(附図4号) | |
| | | 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図(附図5号) | |

第1 地域農業の振興方向

1 振興の方向

本地域は、東部に一部丘陵地があるが、それ以外は概ね平坦地の純農村地帯である。

米を基幹作物として農業生産の拡大を図るため、昭和40年前半から農業構造改善事業及び道営ほ場整備事業等ではほ場の整備が行われ、大型農業機械の運行が可能なほ場となり、さらに土地改良総合整備事業によって末端用排水路の整備や暗渠排水の再整備が行われ、田畑輪換の可能な汎用水田が確保されたが、今後もより一層生産性の高い基盤整備を図る。

また、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の受け入れに伴う農畜産物の貿易自由化と、新食糧法の基での米麦の規制緩和処置がなされたことにより、新生産調整推進対策による転作強化と不安定な農産物価格を生む等、農業情勢を大きく変貌させた。このような中、本地域においては今後とも水稻を基幹作物としながら農業所得確保のために施設園芸の野菜類、花卉又、露地野菜等、収益性の高い作物の作付けをより一層推進する。

このため、農業生産基盤の整備や農用地の高度利用等地域の実態に即した生産体制の整備を積極的に推進するとともに、農産物の需給動向に配慮しつつ水稻と収益性の高い労働集約型作物を適切に組み合わせた合理的な土地利用と、土地・労働・機械・施設等現有の生産資源を有効かつ効果的に活用した生産体制の整備や優れた担い手の育成確保及び生産組織の整備、地力増強等による生産コストの低い安定的な稲作経営の確立に努め、主産地化、特産品化を目指し、生産性の向上と農業所得を拡大し、本町農業の安定確立を図る。

目標 平成17年

| 作物 | 作物面積 | 単位当たり収量 | 生産量 (t・百万本) |
|--------|-------|---------|-------------|
| 米 | 2,399 | 550 | 13,195 |
| 麦類 | 80 | 343 | 274 |
| 豆類 | 160 | 176 | 282 |
| いも | 5 | 2,500 | 125 |
| メロン | 4 | 2,500 | 100 |
| キュウリ | 6 | 11,300 | 678 |
| ブロッコリー | 55 | 580 | 319 |
| かぼちゃ | 15 | 1,400 | 210 |
| 花卉 | 9 | 0.42 | 3.8 |

2 計画の特色

本地域の農業振興を図る上で、第4次秩父別町総合計画の「活力ある田園のまちづくり」を基に21世紀高生産基盤整備促進特別対策事業、国営かん排事業の実施、他産業就業者との所得均衡とこの不安定農業情勢を乗り越えていける農業所得の確保を図るため高収益作物作付けを推進し且つ、後継者確保、担い手の育成と農用地の集積、高齢農業従事者作業受託の推進、共同作業体制、農業生産法人の育成等を行い、その一方で農業生活環境の整備を更に進め、生産基盤と生活環境の調和のとれた健康で豊かな活力のある農村社会の形成を推進する計画を策定した。

第2 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本地域は、空知支庁管内の北部に位置し、深川市、妹背牛町及び雨竜川を隔てて沼田町、北竜町が隣接する全町面積 47.26 km²で、地勢は概ね平坦で東部に高さ 150 m 程度の丘陵地帯があるのみで、本地域の北西部を囲む雨竜川を水源に農用地約 3,187ha（全町面積の 67%）の約 87%、2,773ha を水田が占めており、農用地の他は宅地、道路敷地、原野、雑種地、河川敷地、公共用地、他となっている。

気象は、内陸型で道内においても温暖な地帯であり、冬の積雪は若干多いが、夏期は高温多照で適度の雨量にも恵まれており、平年の最高気温は 30.2℃、最低気温 -29.1℃、平均気温 5.0℃、年間降水量 1,015mm、年間日照時間 1,423.2 時間、初霜 10 月 14 日、晩霜 5 月 10 日、無霜日数 257 日となっている。

土壌は大部分が雨竜川の流れに沿って沖積層を成しており、地味は総じて肥沃である。南部の一部に泥炭地、東部丘陵地帯にかけて粘質土壌地帯が分布するが、これらも土地改良の積み重ねにより過去の面影が見られない。

人口は 3,544 人であるが、他の過疎市町村と同様に年々減少の傾向にある。その内、農家人口の占める割合は、1,407 人で 40%、農家戸数 332 戸であり農家戸数の減少と後継者不足の現状にある。

基幹産業である農業は、優良農地の確保と老朽化した幹線水路の改修他、コストを考慮した農業生産体系の再編整備を基本に需要の動向に対応する農用地の高度利用を可能にする土地基盤の条件整備を図り、後継者確保、農業生産法人の組織推進、担い手農業者の育成、農業の近代化等を積極的に推進し、労働の燃焼率を高めて農業所得を確保するために水稻に高収益作物の導入を併せた複合経営を推進する。

単位：ha、%

| | 農用地 | | 農業用施設用地 | | 森林・原野 | | 住宅地 | | 工業用地 | | その他 | | 計 | |
|---------|-------|----|---------|----|---------|--------|-----|----|------|----|-----|----|-------|-----|
| | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 |
| 現在 (8年) | 3,187 | 67 | 52 | 1 | 485 () | 10 () | 171 | 4 | 4 | 0 | 827 | 18 | 4,726 | 100 |
| 目標 | 3,158 | 67 | 52 | 1 | 485 () | 10 () | 173 | 4 | 4 | 0 | 854 | 18 | 4,726 | 100 |
| 増減 | ▲ 29 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 () | 2 | 0 | 0 | 0 | 27 | 0 | 0 | 0 |

(注) () 内は混牧林地面積である。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農地 3,187ha のうち、次に掲げる 38ha を除いた 3,149ha について農用地区域を設定する。

a. 次に掲げる地域・地区及び施設等の整備に係る農用地

| 地域・地区及び施設等の具 体的名称または計画名 | 位置 (集落名等) | 面 積 | | | 備 考 |
|----------------------------|--------------|------|--------|------|-----|
| | | 農用地 | 森林・その他 | 計 | |
| — | — | — ha | — ha | — ha | |
| 計 | | | | | |

b. 集落区域（連接集合して存在する住宅・農業用施設・商店・工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）介在する農用地
 該当農用地 17ha

c. その他

(a) 企業が進出してきている地域、国道 233 号線の沿線農用地 7ha

(b) 東部丘陵地帯西側町道 4 条地先にある「こども冒険の森公園」のリニューアル基本計画にある農用地 12ha

(c) その他各公共施設等に関わる農用地 2ha

(イ) 現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業用施設用地のうち（ア）において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保存する必要のある 2ha について、農用地を設定する方針である。

| 農業用施設の名称 | 位置 | 面積 | 農業用施設の種類 |
|----------------|----------|-------|-----------|
| 秩父別町育苗施設 | 3 条 2 丁目 | 0.4ha | 育苗施設 |
| 秩父別町米穀乾燥調製貯蔵施設 | 3 条 1 丁目 | 1.6ha | 米乾燥調製貯蔵施設 |
| 計 | | 2.0ha | |

(ウ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況森林・原野のうち、（ア）において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、または隣接するものであって、当該農用地と一体的に保存する必要がある山林・原野を下記のとおり農用地区域として設定する。ただし、町道 2 条路線新設予定の敷地 2ha を除く。

| 土地の種類 | 所在（位置） | 所有者又は管理者 | 面積 | 利用しようとする用途 | 備考 |
|-------|------------------|----------|-------|------------|----|
| 山林 | A-1（字中山・字南山・字一己） | 私有地 | 311ha | 農地 | |
| 原野 | A-1（字中山・字南山・字一己） | 私有地 | 140ha | 農地 | |
| 計 | | | 451ha | | |

(2) 農業上の土地利用の方向

ア. 農用地等利用の方針

本地域の農用地は、東部丘陵地帯を除いては平坦地で水田地帯として利用されている。土壌は雨竜川の流れて沿って沖積層を成しており、地味は総じて肥沃であるが、当川から遠ざかる南部で一部泥炭地が分布している。しかし、この泥炭地も昭和30年代に客土を主体とするかん排事業の実施をはじめ、全町にわたる各種土地改良事業及び国営かん排事業が長年実施された結果、水田栽培に適した気象条件と合い重なって道内屈指の米作地帯となっている。今後も米を主として転作田の輪作体系を確立しながら栽培技術の向上と平準化を図りつつ、特別な事由の転用以外は現況水田の地域を確保する。

また、水田地帯に点在する現況畑については、水稻温床用畑、自家蔬菜畑そして、転作田同様に高収益策作物作付けの土地として現状維持する。

単位：ha

| | 農地 | | | 採草放牧地 | | | 混牧林地 | | | 農業用施設用地 | | | 計 | | | 森林・原野等 |
|-----|-------|-------|-----|-------|----|----|------|----|----|---------|----|----|-------|-------|-----|--------|
| | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 |
| A-1 | 3,149 | 3,120 | ▲29 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 3,151 | 3,122 | ▲29 | 451 |
| 計 | 3,149 | 3,120 | ▲29 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 3,151 | 3,122 | ▲29 | 451 |

イ. 用途区分の構想

雨竜川流域の平坦部で現況水田の地帯は汎用田として利用すべく基盤の整備がなされ、傾斜度も1/50未満で構成され、今後も田畑輪換に対応する条件を備えていることから農地としての利用を進める。

また、東部丘陵地帯の内、東山貯水池を水源とする平坦地は水田としての基盤整備が完了しているため、今後とも水田として利用する。一方現況畑においては、地形的条件から水田としての利用効率が悪いので今後も畑として利用する。現況畑の周辺にある森林原野は国土保全、水源かん養などの自然的効果の確保を図るため、その保全に努める。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

3 農業生産基盤の整備開発計画

1 土地基盤の整備及び開発の方向

農業振興地域内の農用地 3,189ha のうち 3,151ha について農用地区域を設定し農業の振興を計画する。農用地区域内の用途区分については、農地 3,149ha と農業用施設用地 2ha となる。

田は雨竜川および同支流の平坦部に団地を形成し、基盤の整備は国営・道営・団体営の各種事業により整備され、ほ場整備が 100% である。土地改良総合整備事業による暗渠排水を中心とした 2 次整備も 2,200ha 程度実施されているが、水田の汎用化を更に高めるため引き続き未施工地域整備を推進する必要がある。また、東部丘陵地帯の畑地帯に点在する比較的生産性の低い水田は、畑に転換し周辺の畑と一体化して効率を上げ、また、この地帯の一部低地部に溜池や沢止め水を利用する水田においても同様とする。

また、東部丘陵地帯の傾斜地の現況が山林、原野等については、農地造成による開発を積極的に推進し優良畑を造成する。

2 土地基盤整備開発計画

| 事業の種類 | 事業の概要 | 受益の範囲 | | 対図番号 | 備考 |
|-------|--------------|-------|-------|------|----|
| | | 受益地区 | 受益面積 | | |
| ほ場整備 | 区画整備・暗渠排水 | A-1 | 348ha | 1 | |
| ほ場整備 | 区画整備・暗渠排水 | A-1 | 335ha | 2 | |
| ほ場整備 | 区画整備・暗渠排水 | A-1 | 733ha | 3 | |
| ほ場整備 | 区画整備・暗渠排水 | A-1 | 479ha | 4 | |
| ほ場整備 | 区画整備・暗渠排水 | A-1 | 722ha | 5 | |
| ほ場整備 | 区画整備・暗渠排水 | A-1 | 269ha | 6 | |
| かん排 | 用水路 L=5,585m | A-1 | 539ha | 7 | |
| かん排 | 用水路 L=6,950m | A-1 | 416ha | 8 | |

3 森林の整備とその他林業の振興

本町の森林面積は 339ha で民有林はそのうち 329ha を占めているが、人工林は 84ha で森林蓄積も 2,700 m³ と少なく、近年は素材生産の実績もない。

このことから見ても、農業振興地域内の 311ha を優良畑として造成を推進し、有効利用を図るが、環境保全、水源かん養などの自然的効果の確保を図るため、その保全にも努める。

4 他事業との関連

(1) 高規格幹線自動車道(深川～留萌)の完成は地域の活性化を図り、農産物移出の利便性の向上が図れることから側面から事業を推進する。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模拡大及び農用地の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 中核的農家の農業経営の目標

農業に対する意欲と能力のある農業者に容易に農地が集積できる体制を推進し、既存所有農業用機械を有効に使用し低コスト化を図りながら既存農業用施設を作業体系に組み入れた一貫作業体系を確立させ、農業情勢の変化に対応できる農業経営の強化を図る。中核的担い手農家の営農形態は現状の作目構成を基準に専業農家としての向上を期する一方、高収益作物を取り入れた複合経営を積極的に推進し、他産業就業者との所得の均衡が得られる生産性の高い自立経営農家を育成する。

| 営農類型 | | 目標規模 | 作物構成 | 戸数 | 流動化目標面積 |
|------|---------|------|-------------------|----|---------|
| 個人経営 | 田作専業 | 20ha | 水稻+麦(転作田) | 25 | |
| | 田+畑+野菜 | 16ha | 水稻+麦+ブロッコリー+ハウス園芸 | 55 | |
| | 田+野菜 | 13ha | 水稻+ブロッコリー+ハウス園芸 | 65 | |
| | 田+野菜+花卉 | 14ha | 水稻+ハウス園芸+花卉 | 30 | |
| 生産法人 | 田+畑+野菜 | 30ha | 水稻+麦+ブロッコリー+ハウス園芸 | 3 | |
| | 田+畑+花卉 | 30ha | 水稻+麦+花卉 | 1 | |

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本地域において、低コストを考慮し既存所有農業用機械を有効的に活用し、農業機械の更新と新たに取り組む作物の機械は最低限に抑えて農業近代化を図りながら農業の法人化、農業生産組織の育成を図ると同時に担い手農業者への積極的な農地の集積を図るため、農業経営基盤強化促進法、農地移動適正化あっせん事業、農地保有合理化促進事業を重点的に推進するとともに、分散する農地の集積化を促し、併せて高齢化農家との受委託を促進し、生産性の高い農業構造の確立へ誘導する。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

農地の保有等の分散を防止するため町内各地域内において、農地流動化に関する各種事業の活用方法を明確にし、その地域内流動化を基本に一戸当たりの団地数を最小限に止めることが、集積化形成を促進することができ、重点方策として推進する。

(1) 農地移動適正化あっせん事業

均等の取れた秩序ある農地の利用により中核的農業者の経営規模拡大、農地の有効利用等、農地保有の合理化を推進する。調査活動は農家台帳の整理及び意向調査を実施する。広報活動は、情報誌の配布、広報、無線放送等の活用と農業委員の活発な活動でこれを促す。

あっせん対象範囲は、中核的農業者の経営目標面積を達成させるため、あっせん基準の趣旨に沿ってあっせんする。

(2) 農用地利用増進事業

農用地利用増進法の規定に基づき、本事業を全域にわたり推進する。

事業の推進に当たっては、農業委員会の主体的かつ積極的な取り組みと活動を中心として実施方針の趣旨により、利用権の設定等促進事業を重点に実施し、高齢農業者等の農地の流動化を積極的に推進して、中核的農業者及び農業法人への集積を誘導する。

(3) 農地保有合理化促進事業

中核的農業者の所得向上及び効率的な農業体制を可能にするため本事業により経営規模の拡大、農地の集積化等の農地保有の合理化を図る。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特に関連策はないが環境保全、水源かん養などを十分に配慮し、農業との調和のとれた整備計画を推進する。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本町は、ほ場整備事業、土地改良総合整備事業、かん排事業等各種土地基盤整備事業や機械施設また、町独自の事業など農業の近代化施設の整備が図られているが、近年は、農業経営の複合化が進んでいるが、家庭農業従事者の少人数傾向等もあり、益々農業の近代化を必要としている。

これは水稲のみならず畑作物、施設園芸等の栽培についても機械化体系の確立が必要であることから、共同による作業体制、農業生産法人育成と作業の受委託確立が急務となっている。

また、個々の営農状況の中では農業機械施設の過剰投資が目立つ傾向にあり、今後低コストを図りながらの農業の近代化を進める方向は農産物の需要動向を見極めた生産体系と田畑輪換体系による水田の汎用化、有機質の投入、生産性の高い栽培体系、技術体系を確立した営農類型へ誘導し、地域が生産と生活が調和する機能の再編整備を推進し生産組織体の育成強化を図る。

重点作物は米、小麦、豆類、野菜、花卉を選定し、集团的栽培作付けをし、充実した高能率な生産組織となるよう促進する。

米 「きらら397」「ほしのゆめ」を柱とする奨励品種の作付けがほぼ100%となっている本町は、今後とも栽培技術の励行・適期移植、刈り取りや適切な乾燥調製・施肥改善をし蛋白含有率を抑え、良質良食味米の生産出荷に努める。

本町の自主流通米が占める比率は90%以上であることから、流通面の要望に対応するため将来ライスセンターを麦の施設に変更し、新たに米乾燥調製貯蔵施設を新設し、低温貯蔵庫・均質化施設の更新等、施設の充実を図る。

また、今後経営面積の拡大が予想されることから、機械施設などの規模拡大や整備が必要となるが、経営安定を図るためコストを抑制しつつ耕作地の集約化・作業の共同化や受委託を推進する。

小麦・豆類 小麦は本町の主とする転作作物であり、従来は連作等のために品質や収量に悪影響を与えていた。しかし近年は田畑輪換や輪作体系の確立、優良品種の作付けにより収量品質とも安定してきたので、今後とも、栽培技術の励行を進める。豆類は、北空知広域乾燥調整施設を有効利用し、品質の安定とコストの低減に努める。

野菜 転作の影響で伸び悩む農業所得の向上と余剰労働力の活用を図る上で施設園芸を中心に作付けが拡大し着実に定着し、販売額は年々上昇している。今後は消費者ニーズに敏感に対応した作物の作付けと、栽培技術の向上・集出荷施設の有効利用と面積の拡大を図り安定した販売を推進する。

さらに露地栽培のブロッコリーにあっては、既に関東、関西方面、札幌の市場で他の産地を凌ぐ高い評価を得ており今後、面積の拡大を図る一方で移植機を導入して省力化を図り、栽培技術をさらに向上させ、緩みのない産地としての位置づけを目標とする。

花卉 北海道をはじめ、本町も農協も積極的に栽培を推進し、また、多方面からの助成により栽培面積が年々増加し栽培戸数も増えたが、今後消費者のニーズに合致した品種を的確に把握し栽培すると共に各品種の栽培技術の向上と研鑽を推し進め、確立していく。

2 農業近代化施設整備計画

| 施設の種類 | 位置及び規模 | 受益の範囲 | | | 利用組織 | 対図番号 | 備考 |
|---------------|--------------------------------------|-------|-----------|---------|--------------------|------|----|
| | | 受益地区 | 受益面積 | 受益戸数 | | | |
| トマトジュース加工貯蔵倉庫 | トマトジュース製造保管 敷地 967.2㎡ 鉄骨一部2階建630㎡ | A - 1 | 5.5 ha | 75 戸 | 青果蔬菜園芸協議会 トマト部会 | 1 | |
| 米乾燥調製貯蔵施設 | 米乾燥調製貯蔵 敷地 15,105㎡ 鉄骨造2,400㎡ | A - 1 | 980 | 288 | 青果蔬菜園芸協議会 トマト部会 | 2 | |

3 森林の整備とその他林業の振興の関連

特に関連なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業従事者の高齢化が進行する中、本町の農業の持続的な展開を図るためには、農業経営の法人化の促進、農業後継者のみならず農業外からの新規参入者も含めた就農の促進を図っていく必要がある。だが、そういった新規就農者を確保するための専用の研修施設や情報通信施設はなく、現段階ではそのような施設の具体的な整備構想を持ってはいないため、今後施設整備の必要性が高まれば関係機関と協議の上整備を進める。

ただ、農業後継者が不足する中、農地の遊休化を未然に防止する観点からも農業後継者を中心として新規就農者を確保する体制整備を進めていかななくてはならない。具体的には、毎年数名程度の農業後継者等を確保することを目標とし、当該農業者及びその家族が必要とする福祉施設、医療施設、住宅施設等については、基本的には既存施設を活用することで対応することとし、農家住宅等については計画的な整備に努める。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

| 施設の種類 | 施設の内容 | 位置及び規模 | 施設の対象者 | 対図番号 | 備考 |
|-------|----------|---------------------------------|----------------|------|----|
| 農家住宅等 | 農家住宅 | 2064 番地の 40 909 m ² | 農業を担うべき者及びその家族 | 1 | |
| | 農家住宅 | 2068 番地の 64 606 m ² | 農業を担うべき者及びその家族 | 1 | |
| | 農家住宅・格納庫 | 2028 番地の 19 1395 m ² | 農業を担うべき者及びその家族 | 1 | |

3 農業を担うべき者のための支援の活動

認定農業者や農業生産法人などの育成・確保と担い手への農地の利用集積を図るほか、地域や経営の実状に応じた新たな作目の導入の検討、アグリビジネスなど農業者の創意工夫を活かした経営の複合化・多様化の取組を支援する。また、新規就農者の確保を図るため、就農や経営向上のために必要な情報提供体制を整備するとともに、農業の技術・知識の習得への支援、就農準備等に必要な資金手当の支援に努める。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進

| 区 分 | | 従 業 地 | | | | | | | | |
|--------|--------|-------|-----|-----|----|---|----|-----|-----|-----|
| I | II | 町内 | | | 町外 | | | 計 | | |
| | | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 |
| 恒常的勤務 | 建設業 | 27 | 7 | 34 | — | — | — | 27 | 7 | 34 |
| | 製造業 | 5 | 30 | 35 | 1 | 6 | 7 | 6 | 36 | 42 |
| | 運輸業 | 7 | — | 7 | 1 | — | 1 | 8 | — | 8 |
| | サービス業 | 3 | 2 | 5 | — | 1 | 1 | 3 | 3 | 6 |
| | 金融・保険業 | 1 | 5 | 6 | — | — | — | 1 | 5 | 6 |
| | 計 | 43 | 44 | 87 | 2 | 7 | 9 | 45 | 51 | 96 |
| 自営業 | | 2 | 2 | 4 | — | — | — | 2 | 2 | 4 |
| 出稼ぎ | 製造業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 日雇・臨時雇 | 建設業 | 111 | 54 | 165 | 15 | — | 15 | 126 | 54 | 180 |
| | 製造業 | 8 | 1 | 9 | 2 | 2 | 4 | 10 | 3 | 13 |
| | 運輸業 | 4 | — | 4 | 2 | — | 2 | 6 | — | 6 |
| | サービス業 | — | 1 | 1 | — | — | — | — | 1 | 1 |
| | 計 | 123 | 56 | 179 | 19 | 2 | 21 | 142 | 58 | 200 |
| 総 計 | | 168 | 102 | 270 | 21 | 9 | 30 | 189 | 111 | 300 |

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業従事者の就業に関してはあくまで専門化を基本とするが、農閑期や冬期間の農外収入を目的に安定的な就業機会を確保するために町内各企業への雇用を確保する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特に関連なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本町は宿泊施設（合宿場を含む）を備えた保養施設「秩父別温泉ちっぶゆう&ゆ」を拠点にして約15haの敷地にスポーツ関連施設・レジャーイベント施設・知識教養施設他、生活環境施設が、その他市街地には、医療・福祉・公園の各施設が整備され他市町村に劣らない環境施設が整っている。また、下水道においても市街地区は農村基盤総合整備事業の集落排水事業にて整備済みであり、他の地域は合併処理浄化槽設置整備事業により72%のトイレの水洗化が進んでいる。

集落は市街地以外は存在しないが、国道・道道・町道沿いに点在する農家等により農家地区で9町内会を成している。この農家地区9町内会全てにコミュニティ会館が整備され、また、憩いの場として農村小公園も点在して整備されている。

このように環境が整ってはいるが、まだ多方面に数々の問題と要望があり、町の振興策と共に整備を進めて更に環境を整備する。

2 生活環境施設の整備計画

| 施設の種類 | 位置及び規模 | 対図番号 | 備考 |
|----------------|-------------------------------------|------|----|
| こども冒険の森公園（バラ園） | こども冒険の森・ローズガーデン計画・7ゾーン施設設置・309,200㎡ | 1 | |
| パークゴルフ場 | 1条1丁目・18ホール・26,955㎡ | 2 | |

3 森林の整備とその他林業の振興との関連

東部丘陵地帯の林地にある子供を中心としたレジャー施設（こども冒険の森公園）を自然と一体となった施設への整備を更に進め、他においては乱開発を抑えその保全に努める。

4 他事業との関連

特に関連なし

第9 附図

別添

1. 土地利用計画図（附図1号）
2. 土地基盤整備開発計画図（附図2号）
3. 農業近代化施設整備計画図（附図3号）
4. 生活環境施設整備計画図（附図4号）
5. 農業就業者育成・確保施設整備計画図（附図5号）

別記農用地利用計画

(1) 農用地区域

下表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち「除外する土地」欄に掲げる土地以外の土地を農用地区域とする。

| 地区区域番号 | 区域の範囲 | 除外する土地 | 備考 |
|--------|--|---|----|
| | <p>字中山 109 番地の 97 から 109 番地の 419、 道々深川多度志線を字秩父別 2119 番地の 78 地先まで 2119 番地の 78 から字中山 109 番地の 743 を除いて、 字中山 109 番地の 1095、2119 番地の 76、の 73、の 86、 字中山 57 番地の 3 字中山 57 番地の 3 地先から 道々深川多度志線を深川市界まで、 字中山 109 番地の 164 から深川市界を字一己 149 番地 の 2 まで、字一己 149 番地の 2 から 1204 番地の 100、 の 79、の 50、の 112、の 117、の 104、の 84 地先まで、 深川市界字一己 5948 番地から深川市界、妹背牛町界、 北竜町界、沼田町界を経て、字中山 109 番地の 97 を 結んで囲んだ区域</p> | <p>(市街地) 字秩父別 1296 番地の 114 から J R 北海道留萌線を 2085 番地の 21 地先まで、2085 番地の 21 から 2085 番地の 48、の 49、の 50、町道 1 丁目線を 2078 番地の 18 地先まで、2078 番地 の 18 から、の 19、の 12、1264 番地、1267 番地の 26、1548 番地の 11、1874 番地の 80、の 2、4103 番地の 4、1835 番地の 1、1835 番地の 1 地先から国道 233 号線を 663 番地の 1 地先 まで、663 番地の 1、の 3、667 番地の 1、の 26、の 23、の 2、667 番地の 2 地先から 670 番 地の 2、の 5、669 番地の 2、の 1、670 番地の 4、の 6、669 番地の 3、670 番地の 2、670 番 地の 2 地先から国道 233 号線を 1873 番地の 3 地先まで、1542 番地の 8、1514 番地の 11、の 1、の 1 地先から町道 2 丁目路線を 1521 番地の 24、の 24 地先から 1527 番地の 5、の 5 地先 から町道市街 19 号を 1819 番地の 21、21 の地先 1296 番地の 114 を結んで囲んだ区域。 (こども冒険の森) 字南山 114 番地の 1 から 114 番地の 14、の 13、の 39、字秩父別 2113 番地の 45、の 9、 の 6、2113 番地の 6 地先から町道中山線を字南山 4243 番地の 1 地先まで、4243 番地の 1 か ら 4319 番地の 1、5973 番地の 1、字秩父別 2100 の 68、の 49、の 47、の 105、の 108、の 79、5973 番地の 1、字南山 4317 番地、字秩父別 5973 番地の 2、1851 番地の 1、1852 番地の 11、の 8、字南山 114 番地の 36、の 35、字秩父別 2113 番地の 2、字南山 4250 番地の 2、114 番地の 43、の 6、の 42、の 16、の 1 を結んで囲んだ区域。 (工業団地) 字南山 111 番地の 22、字秩父別 1661 番地の 6、1846 番地の 46、1662 番地の 7、の 18、 の 13、1847 番地の 1、1660 番地の 1、1660 番地の 13、の 8、2103 番地の 109、の 110、1661 番地の 18、の 14、字南山 111 番地の 22 を結んで囲んだ区域。 (墓地) 字秩父別 1849 番地の 24 から、の 5、の 1、2101 番地の 61、の 61 地先からの 46、の 1、 の 44、の 6、の 24 を結んで囲んだ区域。</p> | |

| 地区区域番号 | 区域の範囲 | 除外する土地 | 備考 |
|--------|-------|--|----|
| | | <p>(町有地等)</p> <p>宇秩父別 1846 番地の 31、2088 番地の 14 の一部、2065 番地の 50 の一部、宇南山 112 番地の 4、の 30、112 番地の 18、の 22。</p> <p>(町道 2 条路線計画地)</p> <p>宇中山 109 番地の 577 の一部、の 585 の一部、の 299 の一部、4195 番地の 4 の一部、4196 番地の 1 の一部、4197 番地の 1 の一部、の 5 の一部、の 2 の一部、4321 番地の一部、4198 番地の 1 の一部、の 6 の一部、4196 番地の 3 の一部、4192 番地の 1 の一部、の 2 の一部、4334 番地の一部、4191 番地の 1 の一部、の 5 の一部、の 12 の一部、4205 番地の 2 の一部、4314 番地の一部、宇中山 4197 番地の 8 の一部、2112 番地の 12 の一部、4219 番地の 1 の一部、4220 番地の 1 の一部、宇中山 109 番地の 150 の一部、の 601 の一部、4218 番地の 1 の一部、4221 番地の 1 の一部、4222 番地の 1 の一部、宇南山 4234 番地の 1 の一部、1663 番地の 3 の一部。</p> <p>(その他)</p> <p>宇秩父別 2017 番地の 64、の 65、2018 番地の 82、2047 番地の 9、の 10、の 55、2063 番地の 73、2064 番地の 15、2076 番地の 33 の一部、2076 番地の 45 の一部、2077 番地の 7、2078 番地の 24 の一部、2088 番地の 69、2093 番地の 5 の一部、2094 番地の 5 の一部、2096 番地の 125、2100 番地の 48、2107 番地の 68、2108 番地の 23、宇中山 109 番地の 319、2114 番地の 21、2120 番地の 1 の一部、宇東山 69 番地の 1、宇南山 112 番地の 113、4233 番地の 1 の一部。</p> <p>及び、宅地、国道・道道・町道・高規格幹線道路敷地、鉄軌道敷地、河川敷地、墓地、境内地、会館・学校敷地、原野、雑種地、池沼、川なり（個人所有地を除く）、ため池、下水道施設敷地。</p> <p>宇秩父別 2064 番地の 40、2064 番地の 16 の一部、2068 番地の 64、2028 番地の 19</p> | |

注. 上表において用いる一定の地物、施設、工作物は、平成 9 年 1 月 1 日現在のものをいう。

(2) 用途区分

| 地区区 域番号 | 用 途 区 分 |
|------------|---|
| | 農業用施設 宇秩父別 2076 番地の 55、2086 番地の 7・9、2056 番地の 23、2038 番地の 21、2094 番地の 3 の一部、2094 番地の 72、2073 番地の 103、2020 番地の 10 |

